#### 農地転用許可制度の概要 一農地法(昭和27年制定)-

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するととも に、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



市街地の農地

#### 農地区分 許可の方針

農業

の

利

支

障

が

少

な

11

農

地

ヘ

導

農用地区域内農地

市町村が定める農業振興地域

整備計画において農用地区域

とされた区域内の農地

甲 種 農 地

·農業公共投資後8年以内農地

集団農地で高性能農業機械

第 1 種 農 地

·集団農地(10ha以上)

生産力の高い農地

い農地

•農業公共投資対象農地

第2種農地

・農業公共投資の対象となって

いない小集団の生産力の低

市街地として発展する可能性

のある区域内の農地

第3種農地

・都市的整備がされた区域内の

市街地にある区域内の農地

市街化調整区域内の

での営農可能農地

## 立地基準

### 原則不許可

原則不許可

### 例外許可

- ·農業用施設、農産物加工·販売施設
- 土地収用事業の認定を受けた施設
- 集落接続の住宅等(500m以内)(甲種農 地・第1種農地以外の土地に立地困難な場
- ・地域の農業の振興に関する地方公共団体 の計画に基づく施設
- ・農村産業法、地域未来投資促進法等による 調整が整った施設

# 例外許可

- ·農業用施設、農産物加工·販売施設
- 以外の土地に立地困難な場合)
- の計画に基づく施設
- 調整が整った施設

第3種農地に立地困難な 場合等に許可

#### 原則許可

#### 許可権者

都道府県知事

一般基準

次に該当する場

〇転用の確実

性が認められな

他法令の許認可

関係権利者の同

意がない場合

〇周辺農地へ

の被害防除措

〇農地の利用

〇一時転用の

原状回復が確

実と認められな

い場合

場合に農地への

及ぼす場合

の集積に支障を

置が適切でない

の見込みがない

合不許可

い場合

場合

場合

- 農林水産大臣が指定する 市町村(指定市町村)の長 (4ha超は農林水産大臣に協議)
- ※市街化区域内は、農業委員会 への届出で転用可能

#### 許可不要

- ・国・都道府県・指定市町村が 行う場合(学校、社会福祉 施設、病院、庁舎及び宿舎 を除く)
- ・土地収用される場合
- 農業経営基盤強化促進法に よる場合
- 市町村が土地収用法対象事 業のため転用する場合(学 校、社会福祉施設、病院及 び庁舎を除く)

### 法定協議制度

国・都道府県・指定市町村が 学校、社会福祉施設、病院、 庁舎及び宿舎を設置しようと する場合、転用許可権者と協 議が成立すれば許可があった ものとみなされる。

- ・土地収用の対象となる施設
- ・地域の農業の振興に関する地方公共団体
- ・農村産業法、地域未来投資促進法等による

## 原則不許可

- 集落接続の住宅等(甲種農地・第1種農地